

各行事について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、延期・中止となる場合もありますので、ご了承ください。各行事の参加には、マスクの着用をお願いします。

- 日時／6月6日×13時から15時
- 場所／役場庁舎2階2A会議室

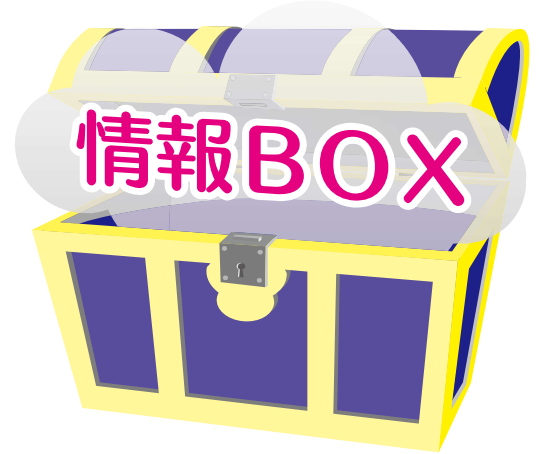


6月6日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、家庭内の問題や隣近所のもめごとなど、いつでも皆さんの相談に応じています。釧路人権擁護委員協議会では、次の日程で特設人権相談を行います。本町の人権擁護委員は、森脇智亮さん、中田由美子さん、高橋美佐子さん、中井勝之さんです。嫌がらせ、家庭内の問題などで困っている人は相談してください。

人権擁護委員制度をご存じですか

問い合わせ
総務係

相談



- 問い合わせ／釧路地方法務局人権擁護課 ☎0154-31-5014

無料法律相談を実施します

問い合わせ
自治振興係

北海道弁護士会連合会では、管内の弁護士不在町村において『道東一斉すずらん無料法律相談』を実施します。なお、一人30分の相談時間としていますので、先着6人までの申し込みとします。

- 日時／5月18日×13時から16時
- 場所／社会福祉センター2階2C会議室
- 弁護士／高橋哲也法律事務所、高橋哲也
- 申し込み／自治振興係

特別児童扶養手当等の相談を受け付けています

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

【特別児童扶養手当】

精神または身体に一定の基準の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図るために支給される国の制度です。

手当てを受けることができる人は、対象となる児童の父母、または父母に代わって児童を養育している人です。

【障害児福祉手当】

重度の障がいがあるため、日常生活で、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。

生ごみ堆肥化容器の購入助成を行います

町では生ごみの減量化と資源化を進めることを目的として、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、バケツ型容器）を使った家庭での処理を勧めています。

どちらの容器も年間1個を助成します。なお、過去に容器1種類に対し2個の助成を受けた人は対象になりません。

●申込方法

- ①町内の販売店で容器を購入します。必ず『領収書』をもらってください。
- ②『領収書』と『通帳(助成金を振り込むため)』を持参し、廃棄物対策係で申請してください。

発酵促進剤を配布します

今年度も室外用(コンポスト容器用)と室内用(バケツ型容器用)の2種類の発酵促進剤を配布します。家庭にある容器に合わせて使用してください。両方の容器を使用している人には2種類とも配布します。希望する人は、廃棄物対策係、窓口サービス係、湖南地区出張所で受け取ってください。

- 問い合わせ／廃棄物対策係

容器の種類	コンポスト容器 (130～250ℓ)	バケツ型容器 (15ℓ)
		
助成額	1個目 4,000円(上限) 2個目 1,500円	1個 1,500円